

水辺と街づくりの新しい動向

建設省都市局都市計画
建設専門官 近藤秀

1.はじめに

平成2年度の建設行政の中で、「地価」と「環境」は2つの大きな課題であった。

手の届く価格で、通勤可能範囲に、十分な広さの住居を確保できない大都市圏の勤労者の問題を解決するために、住宅・宅地供給のための様々な施策が行われた。

また、環境問題については、国民の関心が地域レベルの環境汚染、自然破壊から地球的規模の環境破壊へ広がっていったのも特徴である。

その一方で、身近な都市空間についても、国民のアメニティを求める声が強まっている。

これらの一連の動きは全く別々のようで実は共通する動きである。それは、空間管理の社会化への要請である。もちろん、原始時代の狩猟や古代社会の農耕においても、人々は共同して自然と立ち向かってきたわけであるが、自然の中での人間が囲いこんだ空間が相対的に小さく、自然の脅威に対して共同で身を守るため共同してただで、自然を積極的に管理しているわけではなかった。

その後、技術の進歩により、自然を管理する範囲を広げながら人間は進歩をしてきた。そして、数十年前までは、それぞれが競って管理範囲を広げることが、人類全体の豊かさの向上に役だったのである。

しかし、特に国土が狭く高度に技術が進歩した日本においては、各人がより多くの空間を囲いこみ自然を管理することが、必ずしも国民全体の幸福に役立たなくなってきたのである。

地球環境問題は空間管理の最たる事例であり、人類の共通財産である地球の物質循環系を共同で管理しようという試みである。

都市のアメニティについても、一時代前までは、アメ

ニティ空間は各個人の家庭の庭等において、個人の財力で整備することが国民の関心の中心であった。しかし、国民が都市全体のアメニティに目を向けはじめたのは、庭付きの家を個人で求めることが難しくなり、私有空間への投資に限界が見えはじめたため、公共空間をアメニティの高いものにすることにより、限られた都市空間を有効に使おうと人々が考えはじめたことの現れであろう。

本稿では、このような流れの中で出てきた施策の一部をウォーターフロント整備とからめて紹介することとする。

2.住宅地高度利用地区計画について

平成2年6月29日の都市計画法の改正で、住宅地高度利用地区計画及び遊休土地転換利用促進地区の制度が創設された。このうち、住宅地高度利用地区計画は第1種住居専用地域において、公共施設の整備を行うと同時に住宅の供給を促進するため、公共施設の配置及び規模、地区施設、土地利用等の詳細な計画を定める制度であり、地区整備計画に従って行われる開発については、用途地域で定められた建ぺい率及び容積率を超えて住宅地高度利用地区整備計画で定める値の範囲内で建築が行えるという制度である。

この制度は、容積率等のアップという「アメ」を与えることにより、限られた土地を良好な住宅地へ誘導することを狙いとしているが、容積率のインセンティブを用いて、水辺の住宅地を良好な開発に誘導することが可能であろう。なお、6月の都市計画法の改正では、詳しい紹介は省略するが、住宅地高度利用地区計画の他に、遊休土地転換利用促進地区と用途別容積型地区計画の制度も創設された。

3.うるおい・緑・景観モデルまちづくり制度について

建設省では、昭和62年度に都市景観形成モデル都市制度



図一 富士見地区の整備構想

を創設し、昭和63年度及び平成元年度に計34都市を指定した。平成2年度には、それを発展させてうるおい・緑・景観モデル市町村を選定し、うるおいのある緑豊かな美しいまちづくりを推進することとした。

うるおい・緑・景観モデルまちづくり制度の概要は以下のとおりである。

(1) うるおい・緑・景観まちづくり基本計画の策定

うるおいのある緑豊かな美しいまちづくりを進めようとする市町村は、一体的に進めることが適当と判断される地域（以下「対照地域」という）について、住み・働き・遊び・憩う、生活の全ての面の豊かさを感じられるまちづくりに関する基本計画（以下「うるおい・緑・景観まちづくり基本計画」という）を策定する。

(2) モデル市町村の選定

建設省は、うるおい・緑・景観まちづくり基本計画の内容が優良であり、全国のモデルとしてうるおいのある緑豊かな美しいまちづくりを重点的に実現すべき市町村をモデル市町村として選定する。

(3) 重点事業の整備計画の承認

選定されたモデル市町村は、対象地域についての整備計画（以下「整備計画」という）を策定し、建設省は、その内容を審査の上、適当と判断される場合、これを承認する。

(4) うるおい・緑・景観形成の総合的な推進

モデル市町村は、うるおい・緑・景観基本計画に基づき、対象地域における建設省所管事業を複合的、重点的に実施する。

平成3年3月1日下記の19市町を第1回モデル市町村として選定した。

塩釜市、福島県三春町、栃木市、越谷市、岐阜市、岡崎市、桑名市、上越市、高岡市、亀岡市、堺市、生駒市、田辺市、米子市、出雲市、倉敷市、高知市、甘木市、都城市

この中で、特に桑名市、堺市、米子市、倉敷市については水辺を活かした街づくりを推進しており今後のアメニティーの高い都市の整備が期待される。

4. その他の事業の推進について

平成3年度においては、スーパー堤防の整備と連動して、土地区画整理事業や都市公園事業を推進するほか、市街地開発事業においても、採択要件の緩和や補助対象の拡充が行われている。

また、複合空間基盤施設整備事業の新しい展開として、平成3年度には治水施設の整備と一体となった都市開発の調査を行う富士見地区を採択している。

富士見地区については、当初より調整池の計画があった地区であったが、調整地のみでの整備ではつぶれ地が大きいこと、地域が分断されることから、調整地上に住宅や人工地盤上の広場、通路などを整備しようという計画である。

5. おわりに

本稿においては、最近の都市計画の動向のほんの一部を述べたが、まちづくりの全般にわたって空間管理の社会化がすすんでいる。街と水がふれあう貴重な空間については、特に適切に整備・規制・誘導が行われ良好な都市空間が形成されることを願ってやまない。



写真一 街を貫く運河が堺市の景観づくりのポイント



写真二 水を活かした米子市の景観（加茂川）



写真三 倉敷川畔の商店